障害児(者)手当制度のお知らせ

■問合せ
健康福祉課福祉・高齢者グループ
☎74-3001

障害のある方の経済的な援助として、次の手当の支給を行っています。

■障害児を養育している方に支給される手当

●特別児童扶養手当

20歳未満の身体または知的に中程度以上の障害をもつ児童を養育している父母などに支給されます。なお、児童が福祉施設に入所しているとき、受給者及びその家族に一定の所得があるときは支給されません。

◆対象児童

①身体障害者手帳1～3級程度及び4級(一部)に相当する障害をもつ児童。(障害の部位によって異なります)

②療育手帳A判定及びB判定(一部)に相当する程度の知的障害をもつ児童。

③精神障害者保健福祉手帳1級及び2級(一部)に相当する程度の障害をもつ児童。

◆手当月額

重度(1級)50、400円
中度(2級)33、570円

■障害児(者)本人に支給される手当

●障害児福祉手当

重度の障害があるため、日常生活で、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。児童が施設に入所している時、本人・扶養義務者に一定の所得がある時は支給されません。

◆対象児童

①身体障害者手帳1～2級(一部)に相当する程度の障害をもつ児童。(障害の部位によって異なります)

②療育手帳A判定(一部)に相当する程度の知的障害をもつ児童。

③精神保健福祉手帳の1～2級(一部)に相当する程度の障害をもつ児童。

◆手当月額　14、280円

●特別障害者手当

著しい重度の障害があるため、日常生活で、常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。本人が施設に入所している時、病院などに3カ月を超えて入院した時、本人・扶養義務者などに一定の所得がある時は支給されません。

◆対象者

①身体障害者手帳1～2級程度の障害が複数以上あり、常に特別の介護を必要とする方(障害の部位によって異なります)

②知的・精神・血液・内臓障害などで①と同程度の状態であり、常に特別の介護を必要とする方。

◆手当月額　26、260円

●認定請求の手続き

これらの手当の支給を受けるためには、役場窓口で認定請求の手続きを行うことが必要です。ただし、所得や施設入所などによる支給制限がありますので、担当窓口に問合せください。

医療費受給者証をお持ちの方へ

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

現在使用されている重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、乳幼児等医療費受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証の各医療費助成受給者証の有効期限が、7月末日となっています。

新しい受給者証を郵送にて交付しますので、旧受給者証は8月1日以降破棄してください。

医療費助成受給者が加入する健康保険が変更となった場合、随時手続きが必要です。国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証についても、有効期限が7月末日となっていますが、こちらは郵送での交付を行いませんので、改めて更新の手続きが必要となります。

乳幼児等医療費助成・所得制限限度額が変更へ

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

乳幼児等医療費助成制度は、洞爺湖町に住民票がある小学6年生までのお子さんが、病気やけがで、健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費(自己負担分)を町が助成する制度です。

6月から、児童手当法等の改正により、この子どもの医療費助成制度の所得制限限度額が変更になりました。

これにより、今まで所得制限限度額を超過していた方も、乳幼児等医療費の助成対象となる場合があります。

今回の限度額の変更で、新たな対象となった、就学前児童の入院や通院、指定訪問看護については、償還払いで助成が受けられ、小学生の入院や同看護についても同様の扱いとなります。

手続きは、6月以降の領収書と保険証などを、役場住民課並びに洞爺総合支所、洞爺湖温泉支所の窓口へ持参してください。

変更後に、新しく限度額の範囲内となった方には、7月下旬以降受給者証を発送する予定です。

変更後の所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

役場からのお知らせ INFORMATION